

Title	エラト及びバレンタイン号事件
Sub Title	The Erato and the Valentine case
Author	前原, 光雄 (Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.37, No.12 (1964. 12) ,p.43- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	板倉卓造先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641215-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641215-0043</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# エラト及びバレンタイン号事件

前 原 光 雄

## 一

エラト (Erató) 号は総トン数五、九〇三トン七一、重量トン数九、一五〇トン、バレンタイン (Valentine) 号は、総トン数四、七一一トン、重量トン数八、二〇〇トンの鋼鉄製貨物船である。この両船は、ともに最初は中華民国上海海事局に登録されていた中華民国国籍の船であつて、中華民国の国民黄振東が単独に所有していた。所有者黄振東は親日中華民国人で、支那事変の勃発によりこの船が重慶政府から徴発せられるかも知れないことをおそれ、昭和十二年八月十四日にギリシヤ人ジョン・シー・スカラティデス (John C. Scarlides) に両船の所有権の五一パーセントを譲り、チャイナ・エツキスポーター号という船名をエラト号とし、チャイナ・インポーター号をヴァレンタイン号と改めて上海駐在のギリシヤ国の総領事の下にギリシヤ船として仮登録して仮国籍証書をうけ、ギリシヤ国旗を掲揚する権利を得た。

昭和八年から昭和十六年四月まで山下汽船会社の定期備船となり、昭和十六年四月以降、帝國船舶株式会社の備船となり、その委託によつて山下汽船株式会社が東亞海域における貨物輸送に用いていた。エラト号は昭和十六年 (一九四一年) 十

二月八日、ギリシヤ国旗を掲揚して横浜港に停泊中、日本海軍第二十五掃海隊、第三鵜丸艇長海軍予備大尉川本和雄によつて臨検をうけた後、拿捕せられた。バレンタイン号は、十二月五日ギリシヤ国旗を掲揚して横浜港に向かい小樽港を出港した。同船は、同月八日、その航行の途中において日本海軍駆逐艦沢風によつて同艦に後続すべきことを命ぜられて、翌九日横浜港外に到達し、そこで第三鵜丸の艇長海軍予備大尉川本和雄によつて臨検をうけたのち、拿捕された。

海軍予備大尉川本和雄は、両船のそれぞれについて、船舶拿捕に関する調書を作成したのち、その調書及び押収した仮国籍証書その他の船舶書類を添え、横須賀捕獲審検所に対し、両船に係る送致の手続をとつた。同審検所は、昭和十七年（一九四二年）一月十三日にこれを受理した。横須賀捕獲審検所は、昭和十九年十月二十八日の検定によつて、右両船に捕獲すべきものとの検定を下した。この検定に対し、黄振東は同年十一月十六日抗議したので、横須賀高等捕獲審検所は審理した結果、訴願人黄振東の抗議は理由なきものとして、昭和二十年八月九日にその抗議を棄却する検定をなしたので、両船の没収が確定したわけである。

ところが、対日平和条約第十七条(a)の規定、即ち、「いづれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に係る事件 (in cases involving ownership rights of nationals of that Allied Power) に関する日本国の捕獲審検所の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、かつ行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならぬ。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する」に基き、この度は、右の両船はギリシヤ人の所有権に係るものとして、ギリシヤ国政府から日本国政府に対し、昭和二十九年（一九五四年）二月二十五日付で再審査の要請があつた。この要請に基き、捕獲審検再審査委員会は、この事件の審理に當つた。この事件の審理は非常に長期に亘つたわけであるが、その理由は、証拠書類の蒐集、通信・連絡等がはかばかしく進まなかつたことによるものである。日本の外交機関を通し、あ

るいは直接ギリシヤ国政府へ書類の提出を依頼しても、数ヵ月後にその返事を受けるといふようなこともあつた。委員会の審理も六十回以上に及んだ。その結果、昭和三十八年三月末に至つて委員会は審理を終了し、再審査の結果、前検定を覆す理由が発見できなかったので、委員会は両船の捕獲は正当である旨の検定を下した。この事件は三回の審理を経たわけであるが、結論は捕獲と決定せられたことに変わりはないが、捕獲という結果に到る理論的過程はそれぞれ異つてゐる。私は第三審である捕獲審査再審査委員会の審理に参加し、その結論に賛成であるために、敢えて少数意見は書かなかつたが、その結論に到る理由については多数説に全面的に賛成するものではない。その理由は、後に述べることにするが、第一審の横須賀捕獲審査所、第二審の高等捕獲審査所及び捕獲審査再審査委員会の（かりに第三審とよぶ）三つの検定が同一の事件について異つた角度から観ているといふことは、捕獲法上興味のあることである。以下において、訴願人の主張とこれに対する主として第三審の検定に対して私見を述べることにする。

## 二

横須賀捕獲審査所に対し訴願人である黄振東が提出した訴願書（代理人、岩田宙造、竹内元三）によると、エラト及びヴァレンティン号の拿捕を不服とする理由は次のように要約することができる。

(1) エラト及びヴァレンティン号の表見船主は、ギリシヤ人ジョン・C・スカラティデスになつてゐるが、これは重慶政府からの徴発を免れるための手段に過ぎないのであつて、所有権の移転は便宜的な、虚偽・仮装のものに過ぎない。それ故に、所有名義変更と同時に「真の所有者は訴願人であること、従つて、本船から生ずる一切の収益は全部訴願人に属するものであること」を表見名義人であるジョン・C・スカラティデスも確認している。そのために、本船の収益全部は訴願人が取得し、ジョン・C・スカラティデスには名義料を支払つてゐる。

(2) 拿捕の時、昭和十六年十二月八日及び九日はギリシヤ国旗を掲揚していたけれども、当時は日本とギリシヤとの間は戦争状態ではなかつたから、敵国旗を掲揚していたのではない。

(3) 十二月八日の拿捕は、その後同月二十三日に日本とギリシヤとは戦争状態に入つたから、その時始めて拿捕の効力を生ずるに至つたとしても、ギリシヤ国旗を開戦日まで掲揚していたことは、十二月八日に強制処分をうけた結果であつて、日本の海戦法規第十八条第一号に規定する「敵国国旗を掲揚するもの」には該当しない。なぜならば、もし十二月八日に強制処分をうけなかつたならば、十二月二十三日の開戦前に、イギリスと親密な関係にあるギリシヤの国籍の離脱、その他適当な処置を講じてギリシヤ国旗を撤去したであらう。

(4) かりに、拿捕当時敵国国旗を掲揚していたとしても、日本国海戦法規第十八条一号の規定は日本の船舶には適用せられない。本船は親日中華民国人が所有し、従つて、日本の同盟国である南京政府の代表する中華民国の船舶であるから、同盟国の船舶は海上捕獲の關係においては、日本船舶に準すべきものであるから、日本海戦法規に言う敵船ではない。

(5) 本船の眞の所有者は、日本の同盟国人である中華民国人であるから、たとえ所有者の意思によつて船籍港をギリシヤに定めたとしても、これによつて本船はギリシヤ国船となるものではない。依然として中華民国の船である。そして船舶は凡てその所屬国の国旗を掲揚する権利を有するものであるから、本船は南京政府が代表する中華民国の国旗を掲揚する権利を有し、従つて、日本の海戦法規第十八条第二号に規定する「帝国(同盟国)の国旗掲揚の権利を立証し得ざるもの」の規定にも該当しない。

(6) 本船は日本の同盟国である中華民国の船舶であつて、その眞の所有者は中華民国人である。そして拿捕当時は帝國船舶株式会社の備船として山下汽船株式会社が日本の利益のために運航していたのであるから、眞の所有者は敵性をもつ者でなく、その監督又は使用による利益が敵国又は敵性をもつ者に帰属するものでもない。況や敵国政府の特許を得て航海に従

事するものでもないから、海戦法規第十八条に列挙する敵性をもつ船舶でないのみならず、その他、拿捕せられる理由をもつてはいない。

(7) 訴願人が自己の意思にもとづいて本船の船籍を偽装しながら、自らそれが真実でないことを主張するのは、信義の原則に反するとの主張があるかも知れないが、本船をギリシヤ国旗で偽装したのは、日本の敵である重慶政府の徴発を免れるためであつて、日本に対する偽罔行為でなく、むしろこの方法で日本のために利用することができたのであつて、日本に對して偽装を偽装とし、真実を真実として主張することは毫末も妨げない。

以上のような理由によつて、拿捕は理由のないことであつて、本船は解放せらるべきものであることを主張したのである。<sup>(一)(二)</sup>

(一) 日本の海戦法規第十八条(修正規定)は敵性をもつ船舶として次のものを挙げている。

- (1) 敵国国旗を掲揚するもの、
  - (2) 帝国(同盟国)又は中立国の国旗掲揚の権利を立証し得ざるもの、
  - (3) 所有者が敵性を有するもの、
  - (4) その監督又は使用に因る利益が敵国又は敵性を有する者に帰属するもの、
  - (5) 敵国政府の特許を得て航海に従事するもの、
- (二) 日本海上捕獲審判例集、五〇—五一頁。

### 三

右に述べたような訴願人の主張に對して、檢察官側の意見としては、当時ギリシヤは英國の援助の下にイタリヤ及びドイツと交戦し、同国が昭和十六年四月ドイツに攻略せられるや同国政府は英本國に逃避している。これ等の事実から考へる

と、ギリシヤは准敵国である。それ故に、本船を放置すると敵に利用される危険が大であるから、抑留するのやむなきに至つた。これは自衛上当然の措置である、としてゐる。<sup>(三)</sup>

この検察官側の意見で問題となる点は、当時のイギリスとギリシヤとの關係に鑑みて、ギリシヤは日本の准敵国であるとしてゐること、本船の抑留は日本の自衛上当然の措置としてゐることである。国際法上准敵国という概念はない。船舶の場合ならば、国際法上敵性をもつ船舶なら、その船舶は捕獲の対象になるし、そうでなければ、その船舶は捕獲すべきでない。イギリスとギリシヤとの密接な相互關係が、ギリシヤ船に敵性を附与するような国際法上の根拠があるならば、ギリシヤ船は捕獲の対象になるのであるが、准敵国という言葉は国際法上の概念としては不明である。

次に、ギリシヤ船を抑留したのは、自衛上当然の措置である、と述べてゐるが、前述の事實關係のところで記したように、ギリシヤ船は抑留せられたのではなくて、拿捕せられたのである。拿捕は拿捕者側で捕獲の目的をもつて、つまり、捕獲手続の一段階として船舶の支配権を取得することであつて、抑留と異なる。検察官は拿捕した船を抑留したと言ひ替へてゐる。ギリシヤが日本に国交断絶の通告をして来たのは昭和十六年十二月二十三日で、ギリシヤ船の拿捕は同年十二月八日及び九日であつて、この時は日本とギリシヤとの間には戦争状態は発生していなかつたのである。それ故に、日本はギリシヤ船に対し捕獲権を行使することはできないはずである。それにも拘らず、日本海軍が拿捕したということが不法であるとして訴願人も(2)にその主張を述べてゐる。中立国旗であるギリシヤ旗を掲揚する船を、敵国旗を掲揚するものとして拿捕したところの日本海軍の行動は不法であるという主張に対しては、回答が与えられてはいない。

横須賀捕獲審検所の検定も検察官側の意見と大同小異である。検定書では訴願人側の七つの主張に答へてゐるのであるが、その骨子は次のようである。

問題のギリシヤ船は総トン数が三千トン以上の鋼鉄船であるから、これを放置すると敵が軍用に供する危険が大であるか

ら、この緊急の危険を避けるために抑留処分にしたことは自衛上やむを得ない処置であること、拿捕当時は、日本とギリシヤ間には戦争状態は存しなかつたのであるから、その時の拿捕は拿捕でなく抑留であつて、後に即ち、十二月二十三日に国交断絶の通告があつたから、この国交断絶の通告はギリシヤの日本に対する敵意の表明であるから、十二月二十三日に日本海軍部隊の拿捕行為があつたものと認めている。国交断絶は開戦の宣言ではない。それ故に、国交断絶の通告によつて、當事国間に戦争状態が発生するものではないが、ギリシヤのような日本の敵国の保護下にある国が、国交断絶の通告を日本に對して行つ場合は、敵意の表明であるから、日本の海戦法規第十八条に於て敵国に該當する。従つて、その国籍をもつ者はいわゆる敵性を有する者に該當する。訴願人は表見船主はギリシヤ人になつてゐるが、この船の眞の所有者は中華民國人であるのみならず、本件汽船は拿捕当時はわが国の用に供せられていたので、何等敵性をもつものではないと主張して拿捕を不法としているが、わが国の海戦法規第十八条は、敵国旗を掲揚するものは、眞の所有者が何人であるかを問はず、又その掲揚の理由いかんを問はず敵船と看做す法意であることは明瞭であるとして、敵船と断定してゐる。<sup>(四)</sup>敵旗を掲揚する権利をもつて正当に敵国旗を掲揚する船舶は敵船として処理せられることについては疑問がなく、ロンドン宣言第五十七条一項もこの趣旨であることは明かであるが、敵国旗を掲揚すべき権利がないにも拘らず、敵国旗を掲揚している場合にも、単に敵国旗を掲揚しているという理由だけで、敵性ある船舶と断定できるか否かの点は疑問である。たとえば、中立船で、もちろん敵旗掲揚の権利のないにも拘らず、敵旗を掲揚していたとすれば、この中立船は敵旗を掲揚しているというだけの理由によつて敵性を取得するものではない。わが海戦法規第十八条は捕獲の対象となる船舶を列挙して、「敵旗を掲揚するもの」と規定しているが、この規定を、理由のいかんを問はず敵旗を掲揚する凡ゆる船舶が捕獲の対象となると解することには賛成できない。しかし、本件の場合には、ギリシヤ旗を掲揚する権利をもつてギリシヤ旗を掲揚してしたのであるから、この種の船舶が捕獲の対象になることについては疑問の余地はない。



(三) 日本海上捕獲審検例集、五一頁。

(四) 同、五三一―五五頁。

#### 四

ギリシヤ国が平和条約の規定に基き、再審査を要請する理由として左記の三つを挙げている。

一、拿捕の時期の認定を誤っている。

捕獲審検所の検定では、拿捕の時期を昭和十六年十二月二十三日、即ちギリシヤ国から日本国に対し国交断絶の通告がなされた時と認定しているが、実は昭和十六年十二月八日及び九日に海軍大尉川本和雄が「拿捕調書」を作成しているので、実際に拿捕した十二月八日及び九日にはギリシヤ国と日本国とは戦争状態に這入っていないので、この十二月八日及び九日に執つた措置は「緊急の危険を避けるためにする抑留処分」としているが、これは拿捕調書記載の事実を無視するものであつて、拿捕が行われたのは十二月八日及び九日である。

二、拿捕当時両船を敵船と認定したのは誤りである。

昭和十六年十二月八日及び九日には日本国とギリシヤ国とは戦争状態に入っていないのであるから、ギリシヤ国旗を掲げる両船は敵船ではない。それにも拘らず、敵旗を掲揚するものとして拿捕したのは違法である。

三、自衛のための緊急抑留処分は許されない。

昭和十六年十二月二十三日にギリシヤ国から日本国に対し国交断絶の通告があつて、両国は戦争状態に入つたのであつて、それ以前に行つた両船に対する強制行為は当時のギリシヤ国とイギリスとの関係から自衛上の緊急抑留処分であり、十二月二十三日に拿捕が行われたものと認むべきであるとしているが、国家が外国船に対し拿捕又は抑留を行うことが正当とされ

るのは国際法上許された場合に限るのであつて、抽象的に自衛の名の下で行うことは許されない。

右に述べた三点については、再審査の検定でそれぞれ触れているが、委員会では、これらの点についてのみならず、更に他の点についても審議した。例えば、この両船の再審査をギリシヤ国は要請する資格があるか否か、即ち、ギリシヤ国民の所有権に關係があるか否か等についても考慮したのである。

エラト及びバレンタイン号の再審査を要請した根拠となるところの、平和条約第十七条の規定による、この両船がギリシヤ国民の所有権に關係があるか否かが検討されねばならない。平和条約の英文では *involving ownership right* という表現が用いられている。これは再審査を要請する国の国民が全部または一部の所有権をもっていることを意味するものと解される。この言葉を日本語訳のように、「所有権に關係ある」という表現ならば、*involving ownership right* ならば、所有権を含む有権に關係があると解釈することも不可能ではないが、前掲のように、*involving ownership right* ならば、所有権を含むのであるから、連合国の国民が日本の捕獲審検所で捕獲した財産に対し、全部又は一部所有権をもっている場合であると解するのが妥当である。そこで、本件の両船に対し、ギリシヤ国民は所有権の全部又は一部をもつていなければ、ギリシヤ国政府は日本に対し、再審査の要請をなし得ないわけである。委員会では、決定書に示すように、果してギリシヤ国民がこの両船に対し一パーセントの所有権をもつか否かについては疑問であるが、「正当な権限を有するギリシヤ国の官憲において、両船の所有権のそれぞれ五〇パーセントをこえる部分の持分が中華民國の国民からギリシヤ国の国民に譲渡されたという届出を受理し、ギリシヤ国内法上の国籍付与の要件をそなえるものとして両船に仮国籍証書を与えたのであるから、本委員会としては、右のギリシヤ国の官憲の行為の内容に立ち入つて審査することを差し控えるのが、国際礼讓 (*comitas gentium*) にも合致するものと認める」という理由で、この事件はギリシヤ国民の所有権に關係のある事件であると判断している。

右のような理由で、この事件が委員会でも再審査の対象とせられたことには賛意を表しかねる。再審査の要請は日本に対し

連合国が為すのであつて、連合国の国民が為すのではない。委員会は平和条約第十七条に規定するように、国際法を適用して再審査を行うのであるから、国家の行為自体も国際法上その当否が判断せられねばならないので、この点についての判断を行わずして、ギリシヤ国の行為の形式面からのみ判断して、果して真にこの両船の所有権が黄振東なる中国人からその持分の五一パーセントがギリシヤ人であるジョン・C・スカラティデスに移転されたか否かを検討しないことは賛成し難いことである。況して、黄振東自身は既に述べたように、この売買は虚偽仮装のものであり、重慶政府による捕獲を免れるために、その所有権の一部をギリシヤ人名義とし、ギリシヤ国旗の掲揚権を得たに過ぎず、従つて、この両船の使用の利益は専ら黄振東に帰属し、ギリシヤ人スカラティデスはその名義を借したに過ぎないので、このために、黄振東はスカラティデスに名義料を支払つてゐることに關する両者の間の契約書、名義料の受取書等が証拠として前審の捕獲審検所の検定の際に提出されている事実があるので、ギリシヤ政府はギリシヤ国民の所有権に關する事件として再審査を要請し得るか否かにつき大きな疑問がある。再審査委員会の決定書の決定理由の中で、私が賛成し得ない第一の点はこれである。

次に委員会は、日本国海軍がエラト及びバレンタイン号を昭和十六年十二月八日及び九日に拿捕した行為は適法であつたか否かについて審議した。この点は、ギリシヤ側でも、十二月二十三日にギリシヤが日本に対し国交断絶を通告する以前の行為であるから、日本海軍の行為は不法であるとした。日本の捕獲審検所は検定にある通り「自衛上当然の処置<sup>(五)</sup>」としてゐる。この見解は、横須賀捕獲審検所も高等捕獲審検所も同一である。しかし、開戦前に両船を占有したことは拿捕ではなく抑留であるとして、開戦前に拿捕という言葉を使用することを差し控えている。ギリシヤは昭和十六年十二月二十三日以前は日本との關係においては中立国であつたとしても、中立国船も一定の条件の下においては拿捕できることはいうまでもないことで、中立船に対する強制措置であるから拿捕とよばないで、抑留とよぶ意味ではないことは明かである。ギリシヤのこの両船は拿捕せられる理由はないが、抑留せられる理由があつたかどうか。拿捕すべき理由がないのに、日本海軍は拿捕

した。このような拿捕は不法であり、従つて無効ではないか。拿捕は権限ある官憲が一定の手續を踏んで（例えば、拿捕調査の作成）行わねばならない。ギリシャの両船に対しては、日本の海軍士官が正規の手續をとつて拿捕したのである。これは拿捕であつて単なる抑留ではない。この拿捕行為が無効である場合には、拿捕は国際法上抑留として認められるであらうか。委員会は拿捕すべき理由はなかつたが、「拿捕というも抑留というもその実質は船舶を占有することに外ならないのであつて、両船については、日本国海軍がこれらをその占有下におくことを正当とする事由が別にあつたのである」として、拿捕と抑留との相違に詳しく触れないで、両者の共通点「占有」という事実で包括し、再審要請者の主張に答えないで、占有すべき理由があつたとして、当時のイギリスとギリシャの関係から、日本はこの両船を占有すべき理由があつたことを説明し、「一九四一年十二月八日及び九日に両船をそれぞれ占有したのは、国際法上適法な抑留と認めらるべきである」としている。この決定書の記述でも明かなように、日本海軍の行つた拿捕は抑留であるということになつてゐる。拿捕と抑留は国際法上異つた概念である。船舶の拿捕はその船舶が国際法上没収せられるべきものであることを予定して、交戦国がその船舶を占有する行為であるが、抑留は、その船舶の没収を予定するものでなく、その船舶を一時的に抑留者の支配下において、その船舶の行動の自由を拘束する行為である。両者はその目的が異なるから、国際法上、拿捕船舶と抑留船舶とは取扱いが異なる点がある。例えば、拿捕船舶に対しては、その乗員の転載又は載貨の売却等は緊急の必要ある場合には行い得るが、抑留船舶に対しては、絶対的に必要な場合に限つて、これらの処置を執り得るに過ぎない。そしてなるべく船舶又は載貨の現状を保持することに注意せねばならぬ。<sup>(六)</sup>しかし、一面において両者には多くの共通点がある。両者とも船舶を自国の支配下に置くことであり、拿捕調査に対し抑留の場合には抑留調査を作り、その他拿捕に関する多くの規定は抑留にも準用せられる（日本海戦法規第一八二条参照）。それにも拘らず、この二個の行為は異つた性格のものであることは否定できない。従つて、拿捕することが国際法上許されない場合に行つた拿捕が抑留と解せられることについては理解に苦しむのである。

再審査委員会は問題の両ギリシヤ船に対して行つた拿捕は抑留であるが、当時の情況においては、抑留すべき正当な理由があつたことを述べている。その理由として、一九四一年（昭和十六年）五月二十日に、連合国の戦争遂行に協力するために、英国政府との間に、四千重量トン未満の船舶その他若干の船舶以外のギリシヤ船で、まだ徴発されていないものを、すべて、直ちに徴発し、タイム・チャーターにより、英国政府戦時運輸省（ただし、タンカーにあつてはその指定人）に提供すべき旨の協定を締結し、さらに、両国政府は、一九四二年（昭和十七年）一月十二日付けの覚書で、右の協定を改め、当初の協定では英国政府への提供の範囲から除外されていたギリシヤ船舶で、四千重量トン未満の船舶以外のもの（ただし、スイス政府にタイム・チャーターされている船舶を除く）は、すべて、英国政府に提供することとし、しかも、この覚書の実施を前年、即ち、一九四一年（昭和十六年）十一月一日にさかのぼらせたのである。したがつて、一九四一年（昭和十六年）十二月八日に英国が日本の敵国になつた時以降も、その以前と同様に、両船を徴発し、英国の使用に供する条約上の義務を負つていたのである。

英国とギリシヤとの関係を見るに、英国政府は一九三九年（昭和十四年）四月十三日にギリシヤの独立を保障する旨の声明を行つたこと、ギリシヤが一九四一年（昭和十六年）四月六日にドイツの攻撃をうけるや、英国は同国を援助するため軍隊を派遣したこと、ギリシヤの軍隊が同年四月二十四日にドイツに降伏したのち、ギリシヤの海軍の巡洋艦一隻、新型駆逐艦六隻、潜水艦四隻が英国海軍の統制下に入り、その後における地中海の英国海軍の作戦に参加したこと、ギリシヤがドイツ軍に占領されたのちは、同国政府が英国に移転したこと等の事実が示すとおり、日本海軍が両船を占有した当時は、ギリシヤは英国と外交上及び軍事上きわめて密接な協力関係にあつたといふべきである。このことからいつて、右の協定の規定する義務は、単に形式的な義務にとどまることなく、その現実の履行が必至と認められる義務だつたのである。しかも、両船の船長、機関長、無線通信士等の高級船員がギリシヤの国民であつたことを考慮すれば、両船をそのままにしておくかぎり、日本の敵国である英国がこれを使用するに至るべきことは、明白である。したがつて、この情勢に対処するために、日本の

海軍が一九四一年（昭和十六年）十二月八日及び九日に、両船をそれぞれ占有したのは、国際法上適法な抑留と認めらるべきであるというのである。

再審査委員会は上述のような二つの面、即ち、ギリシヤと英国との間に結ばれた条約の面と、両国が戦争遂行上の協方関係の面とを理由として、ギリシヤ船の抑留は正当であるとした。英国とギリシヤ間の条約で四千重量トン以上のギリシヤ船は英国に徴発して提供することを約したものであり、エラト号及びバレンタイン号は、ともに重量トンは四千トンをはるかに超える船であるから、ギリシヤは英国に提供すべき義務を負つた船である。およそ国家が他国と共同に戦争を遂行するために、自国船の殆んど全部をあげて他国の使用に供する場合、即ち、英国とギリシヤとの関係のような場合に、たとえ日本とギリシヤとは戦争状態でなかつたとしても、英国に提供さるべき範疇に入るギリシヤ船の全部は敵性をもつものと解するのが妥当である。このような関係にあるギリシヤ船は英国船と区別すべき理由はどこにも見出すことができないからである。この事件の決定書の中で少数意見として大沢章委員が述べているように、日本の抑留した両ギリシヤ船は現実には英国に備船せられていながつたので、これに敵性を認めることに反対せられているが、敵国の国籍をもち又は敵国人の所有する船に敵性を認める根拠は、現実これら船が敵のために利用されているということにあるのではなく、この種の船は、もし敵国が欲するならば、これを利用することができるという点にあるのである。試みに、一九四一年五月二十日の英国とギリシヤ間の「ギリシヤ船の使用に関する協定」の原文を記せば、同協定第二条は Subject to the exceptions hereafter mentioned (in this agreement referred to as "excepted ships") all Greek ships shall be offered by the Royal Greek Government on time charter to the Minister of War Transport (hereinafter referred to as "the Minister") or in case of tankers to such persons as the Minister may nominate upon the terms and conditions of and for the duration of this Agreement. The excepted ships shall be——と規定している。このように、原則として、ギリシヤ船の全部は英国に備船せられることになつ

ている以上、現実に個々の船につき備船契約が結ばれ、備船されてなくても、この条約の効力発生と同時に、英国に備船すべきギリシヤ船は日本に対し敵性を取得するものと解するのが正当であると考える。このような或国の船舶の全部をあげて他国に備船するというような実例は未だかつてない。従来の備船はいうまでもなく、個々の船主が外国又は外国人と備船契約を結んで、自己の船舶を提供する形式をとるものであつて、国家が自国の国籍をもつ船舶の全部を外国との条約によつて提供するというような事例はない。個人が敵国政府と備船契約を結んで、いつでも敵国政府が使用し得る場合には、現在の使用されて敵性をもつことは明かであるが、敵国政府と備船契約を結んで、いつでも敵国政府が使用し得る場合には、現在使用されてなくても敵性をもつと解すべきである。それ故に、英国とギリシヤとの場合のように、全ギリシヤ船を英国が備船することを条約によつて両国が定めた以上、備船の対象となつたギリシヤ船は敵性をもつものと認めらるべきである。何となれば、この条約の結果、ギリシヤ船は、英国の意思によつて、いつでも英国のために使用できる状態に置かれていからである。これは敵の国籍をもつ船となら異ならない状態におかれたわけである。敵国籍の船に敵性が認められるのは、それらの船は、現実に敵国政府が使用しているからでなく、敵国政府はこれらの船をいつでも必要に応じて使用し得るからである。ギリシヤ船は英国に対してこのような位置におかれているわけである。それ故に、一九四一年の協定の結果、ギリシヤ船は英国の敵国である日本から見れば敵性をもつ船舶である。従つて、一九四一年十二月八日及び九日に日本海軍がギリシヤ船を拿捕した行為は合法であつて、拿捕でなく抑留であると弁解する必要はないものと考ええる。

以上述べた諸点について、私は再審査委員会の多数意見と異なる意見をもつていた。しかし、これは委員会の決定と異なる結論を導くことになるものではないので、あえて少数意見を発表しなかつた。

(五) 日本海上捕獲審検例集、五二頁、五五頁。

(六) 日本海戦法規、第一七九条、一八二条参照。